

西宮市中心身障害者扶養共済特別措置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市中心身障害者扶養共済特別措置条例(昭和45年西宮市条例第39条。以下「市条例」という。)及び西宮市中心身障害者扶養共済特別措置条例施行規則(昭和46年西宮市規則第1号。以下「市規則」という。)に規定する特別措置について、その実施に必要な事項を定める。

(掛金相当額の給付に係る申請)

第2条 市規則第2条に規定する掛金給付申請書は別紙様式第1号のとおりとする。

(掛金相当額の給付)

第3条 市条例第3条に規定する掛金相当額の給付は、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年兵庫県条例第18号。以下「県条例」という。)第5条の2に規定する口数の追加については適用しない。

2 掛金相当額の給付は、加入者が当該年度に県共済制度に基づき負担した掛金に相当する金額を給付するものとし、当該年度中に負担すべき掛金の全てを納付している場合に限るものとする。

3 市長は、前条に規定する申請に基づき、1年度に1回、給付するものとする。

(年金付加金の給付に係る申請)

第4条 市規則第4条に規定する年金付加金の給付申請書は、別紙様式第2号のとおりとする。

2 年金受給権者又は年金管理者は、新たに年金付加金の給付を受けようとするとき又は年金付加金の給付に係る預金口座を変更しようとするときは、速やかに別紙様式第2号を市長に提出するものとする。

3 年金受給権者又は年金管理者は、毎年、別紙様式第3号に規定する年金付加金の現況届書を市長に提出するものとする。

(年金付加金の給付)

第5条 市長は、前条に規定する給付申請書(新たに年金付加金の給付を受けようとする場合に限る。)を受理した場合、速やかに内容を審査し、給付の可否について決定し、その可否を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請及び現況届に基づき、各月の10日に年金付加金を給付するものとする。ただし、給付日がその月の土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、順次繰り上げるものとする。

3 年金付加金の金額は、11,000円とする。

(年金付加金の廃止)

第6条 年金付加金の受給者が県条例第11条から第13条に定める事由その他の事由により年

金を受給しなくなったときは、年金付加金についても同様に給付しないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年11月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日より前になされた掛金相当額の給付及び年金付加金の給付に係る申請については、この要綱の相当規定によってされたものとみなす。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。